

令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、城跡周辺地区地区計画区域内において、地区整備計画により市のシンボルにふさわしい城跡の景観づくりを地域ぐるみで推進するため、生垣、板塀、竹垣、築地塀等（以下「生垣等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区整備計画によるもので、かつ、次の各号のいずれにも該当する生垣等を設置する事業とする。ただし、立地条件等に特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 城跡周辺地区地区計画区域内の公共用道路に面する住宅用地に新設し、又は既存のブロック塀、ネットフェンス塀等を取り壊し、生垣等に改造するものであること。ただし、国又は地方公共団体等が設置するものを除く。
- (2) 生垣等の設置については、道路からの視野が閉鎖的にならない高さ（約1.5メートル以下（ブロック塀等の内側に設置する場合は、当該ブロック塀等の高さは60センチメートル以下とする。））で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣等としての外観を備えるものであること。
- (3) この要項による補助金の交付を受けた生垣等の設置場所に再び設置するものでないこと。
- (4) 販売を目的とする住宅用地又は都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）の区域内に所在する土地で実施する事業でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 生垣又は竹垣を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費の2分の1とし、その限度額は10万円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は5千円を限度とする。
- (2) 板塀又は築地塀を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費の2分の1とし、その限度額は50万円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は2万5千円を限度とする。
- (3) 生垣等を設置するために既存のブロック塀等を撤去する場合の補助金の額は、撤去に要する経費の2分の1とし、その限度額は6万円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は3千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交

付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 生垣等設置計画図
- (2) 工事金額見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止等)

第6条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、補助対象事業の変更等を承認したときは、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者
に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者
に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、生垣等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 書類の内容と事実が異なったとき。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

結城市長

様

住所
申請者 氏名
電話

令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付申請書

城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金の交付を受けたいので、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付 申請額	金 円		
設置場所	結城市大字結城		
設置方法	1 請負（業者）工事	2 自主工事	3 その他
樹木規格	樹種	樹高	m
樹木本数	本（1m当たり 本）		
築地塀等	内容	高さ	m
生垣等 延長	m（道路に面している部分）		
工事金額	生垣等設置費	円	1m当たり 円
	ブロック塀等 現施設撤去費	円	1m当たり 円
設置工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
金融機関名	銀行	支店	
フリガナ 口座名義			
口座番号	普通・当座		

添付書類

- （1）生垣等設置計画図
- （2）工事金額見積書
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

結都第 号
年 月 日

様

結城市長

令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金について、下記のとおり交付することに決定したので令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項第 5 条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

No

--	--	--	--	--	--

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

結城市長

様

住 所
申請者 氏 名
電 話

令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け結都第 号で補助金の交付決定を受けた令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項第6条第1項の規定により申請します。

記

設置場所	結城市大字結城		
設置方法	1 請負（業者）工事	2 自主工事	3 その他
樹木規格	樹種	樹高	m
樹木本数	本（1m当たり 本）		
築地塀等	内容	高さ	m
生垣等 延長	m（道路に面している部分）		
工事金額	生垣等設置費	円	1m当たり 円
	ブロック塀等 現施設撤去費	円	1m当たり 円
設置工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

添付書類

- （1）変更・中止の内容及び理由を証する書類等の写し
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 6 条関係）

結都第 号
年 月 日

様

結城市長

令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等申請のあった令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業について、下記のとおり承認したので、令和 6 年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認内容

2 その他

No

--	--	--	--	--	--

結城市長

様

住 所
事業者 氏 名
電 話

令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業実績報告書

年 月 日付け結都第 号で補助金の交付決定を受けた令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助事業が完了しましたので、令和6年度結城市城跡周辺地区地区計画による地区整備奨励補助金交付要項第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

交 付 決 定 額	金 円	
実 績 額	生垣等設置費用 円	1 mあたり 円
	ブロック塀等 現施設撤去費 円	1 mあたり 円
事 業 完 了 日	年 月 日	

添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類

